

議提第6号

デーノタメ遺跡国指定史跡決定後の保存活用に関する決議

会議規則第14条の規定により、デーノタメ遺跡国指定史跡決定後の保存活用に関する決議を次のとおり提出する。

令和5年6月28日 提出

提出者	北本市議会議員	保 角 美 代
提出者	北本市議会議員	岡 村 有 正
賛成者	北本市議会議員	毛 呂 一 夫
賛成者	北本市議会議員	小久保 博 雅
賛成者	北本市議会議員	斉 藤 章
賛成者	北本市議会議員	永 井 司
賛成者	北本市議会議員	青 野 康 子
賛成者	北本市議会議員	高 橋 誠
賛成者	北本市議会議員	村 田 裕 子
賛成者	北本市議会議員	桜 井 卓
賛成者	北本市議会議員	諏 訪 幸 男
賛成者	北本市議会議員	今 関 公 美
賛成者	北本市議会議員	島 野 和 夫
賛成者	北本市議会議員	現王園 孝 昭

北本市議会議長 滝 瀬 光 一 様

デーノタメ遺跡国指定史跡決定後の保存活用に関する決議

この度、デーノタメ遺跡の国指定史跡化に向け、京都に移転した文化庁への意見具申のための出張旅費が補正予算で計上された。最短で令和6年10月に国指定史跡決定となり、決定後にはデーノタメ遺跡保存活用計画が策定される予定である。

保存活用にあたっては、用地取得、施設整備及び維持管理に係る費用に多額の税金が投入されることから、下記の事項について対応するよう強く求める。

記

- 1 当該用地取得には市民の税金から2割、ガイダンス施設や公園整備などには5割の負担が生じることとなる。また、整備後の運営及び維持管理には全額市民の税金を投入することになることから、費用対効果を十分に勘案した上で計画策定を行うこと。
- 2 遺跡保存活用に係る費用負担を含め、広く市民の意見を聞く機会を設けて意見を反映するとともに、市民の気運の醸成を図るための取組を行うこと。

以上、決議する。

令和5年6月28日

北本市議会